

各介護サービス事業所・施設 管理者 様

世田谷区高齢福祉部長  
長岡 光春

介護サービス事業所・施設における濃厚接触者の取扱いの一部変更について

日頃より、世田谷区の高齢福祉行政にご理解とご協力をいただきありがとうございます。  
介護サービス事業所・施設における濃厚接触者の取扱いについては、令和4年1月5日（令和4年1月14日一部改正）付「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部通知。以下「国通知」）を踏まえ、1月26日付世田谷区高齢福祉部事務連絡にて区の対応をお知らせしたところです。  
この度、国通知が一部改正されたことにより、下記のとおり区の対応を一部変更します。

記

1 国の濃厚接触者の取扱いについての考え方

国通知（令和4年1月28日一部改正）に記載のとおり。

※国通知については、以下のURLからダウンロードが可能です。

本通知による対応を検討する場合は、必ず国通知の内容をご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000889667.pdf>

2 区の対応について

国の考え方を踏まえ、濃厚接触者のうち世田谷区在住の介護サービス事業所・施設の従事者については、以下のとおり取扱います。

無症状であり、最終曝露日（陽性者との接触等）から「4日目及び5日目」に薬事承認された抗原定性検査キットを用いた検査を行い陰性が確認された場合は、事業者の判断により、濃厚接触者の待機期間である7日を待たずに、最終曝露日から5日目に待機を解除する取扱い（以下「待機解除」）を可能とします。

【待機期間、検査日の考え方】

0日目 （陽性者との最終接触日）	1日目	→	4日目 検査	5日目 検査
---------------------	-----	---	-----------	-----------

4日目と5日目に検査を行い両日とも陰性が確認できた場合は、5日目に待機解除（従事）が可能

※事業所・施設の従事者については、職種に関係なく本通知の取扱いの対象です。

委託や派遣により事業所・施設で従事している方も、同様の対応が可能です。

※世田谷区以外に在住の従事者の取扱いについては、住所地を管轄する保健所にご確認ください。

### 3 留意事項

- (1) 待機解除は、従事者に新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者が複数発生、外部からの応援による従事者の確保も困難で従事者が不足する等、当該従事者の業務への従事が事業の継続に必要である場合に限り行うこととし、事業者において慎重に検討のうえ、決定してください。
- (2) 検査方法は事業者が確保し、事業者の費用負担により検査を実施してください。  
事業所の利用者又は従事者に感染者が発生したことにより、事業の継続を目的に検査を実施する場合は、検査費用を「世田谷区高齢者・障害者施設等支援事業補助金」の対象経費に含めることが可能です。
- (3) 無症状の濃厚接触者の陰性を確認するための抗原定性検査キット（以下「検査キット」という。）は、薬事承認されたものを使用してください。昨年10月より当区保健福祉政策部保健医療福祉推進課が希望施設に配付している検査キットは、薬事承認されたものです。なお、現時点では、区では検査キットの追加配付には応じておりません。
- (4) 検査結果は事業者が必ず確認を行い、待機解除の決定は、事業者の判断で行ってください。当該従事者を業務に従事させる場合は、当該従事者の同意を得るとともに、状況に応じて利用者又はその家族に状況を説明する等のご配慮をお願いします。  
※当該従事者が世田谷区民の場合は、世田谷区や保健所への報告は不要です。  
世田谷区以外に在住の場合は、住所地を管轄する保健所にご確認ください。
- (5) 待機解除を決定し、当該従事者を業務に従事させる場合は、事業所において感染対策を徹底してください。また、当該従事者へ以下のとおり説明してください。
  - ・最終曝露日から10日目までは、当該業務への従事以外の不要不急の外出はできる限り控え、通勤時の公共交通機関の利用をできる限り避けること。
  - ・最終曝露日から10日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を行うこと。
- (6) 医療機関以外での検査により陽性が確認された場合は、当該従事者に対し、医療機関への受診を促すとともに、診断結果の報告を求めてください。
- (7) 本通知の取扱いについて内容の変更が生じる場合は、あらためてお知らせします。

### 4 問合せについて

本件についてのお問合せは、区ホームページを確認のうえ、「質問票」（様式は区ホームページに掲載）をファクシミリで、以下の問合せ先までお送りください。

翌開庁日を目途に、質問票に記載された担当者あてに電話でご連絡いたします。

※新型コロナウイルス感染者の急増により、区への問い合わせが多くなっています。

電話がつながりにくい状況が続いていますので、質問票での問合せにご協力ください。

【問合せ先】①特別養護老人ホーム及び介護事業所以外の高齢者施設

高齢福祉課事業担当（運営） FAX 5432-3085

②介護保険サービス事業所・施設（①の施設を除く）

介護保険課事業者支援担当（石井） FAX 5432-3059